

事業の概況

● 事業概況等

[事業方針]

令和7年度は第9期中期経営計画の中間の年であり、「働く人の夢と共感の創造・共生社会の実現」に向け、事業計画完遂の柱となる「人材」を最大の強みとして、人材の可能性を最大限に引き出し、持続的企業価値の創造を目的とする「人的資本経営」に取り組みました。

令和7年は、国内では大阪・関西万博が開催され、国内外から人流・消費・投資を呼び込む国家的イベントとして位置づけられました。その一方で、地域経済、観光、インフラ、デジタル活用などにおける「社会実装」の進展が期待される年ともなりました。

また、金融面では、長らく続いた低金利環境からの転換が現実のものとなり、金融を取り巻く環境にも変化が見られました。

加えて、エネルギー価格の高騰や円安の影響により、原材料費や生活関連コストの上昇が続き、企業の約7割を占める中小企業経営や国民生活は大変厳しい状況が続いています。

こうした中、四国ろうきんでは引き続き多くの会員・お客さまに信頼され、支持され、選択され続ける金融機関であるために、顔の見える個別提案活動を徹底し、「ろうきんアプリ」の機能強化をはじめとする“お客さまの利便性向上”や「iDeCo」等資産形成商品の積極推進など、お客さまの立場にたった最適な商品・サービスを提供し、お客さまの夢とご家族の幸せな暮らしの実現に貢献してきたところです。

[金融経済環境]

令和7年度は、米国トランプ大統領による政策に世界の株式市場が大きく揺さぶられる1年となりました。

令和7年4月には米国による相互関税政策が企業業績の悪化を招くとの思惑から世界の株価が急落、日経平均株価も例外なく急落しました。ただし、その後の日経平均株価の戻りは早く、米国の相互関税の影響はありつつも企業業績が堅調に推移したことや昨今のAI向け投資拡大の恩恵を受け、株価は上昇の一途をたどりまし。特に高市総理大臣が誕生して以降の株価上昇は大きく、総理の提唱する「責任ある積極財政」が企業業績拡大をもたらすとの思惑から日本株が買われ、日経平均株価は史上最高値を何度も更新しました。

令和8年3月には米国のイラン攻撃を発端に世界の株価は再び急落しましたが、米国とイランの停戦交渉が進むにつれ株価は値を戻し、最高値を更新するなどマーケットは停戦後の世界を既に織り込んだ動きを見せています。

ただし、中東産原油への依存度が高い日本において原油価格の高止まりは大きなコスト上昇に繋がり、またインフレ懸念による日本の長期金利の上昇もあり、日本経済への影響は少なくないと思われ、今後の企業業績および景気への下押しが懸念されます。

[業績]

① 預金

預金（譲渡性預金含む）は、期末残高目標6,525億22百万円、増加額目標33億円、増加率目標0.50%に対し、期末残高6,388億35百万円、減少額103億87百万円、減少率1.59%となりました。

② 貸出金

貸出金は、期末残高目標4,279億55百万円、増加額目標49億14百万円、増加率目標1.16%に対し、期末残高4,322億60百万円、増加額92億18百万円、増加率2.17%となりました。

③ 収支状況

収支面では、経常利益9億8百万円の計画に対し5億43百万円となり、計画を3億64百万円下回り、当期純利益6億70百万円の計画に対し3億66百万円となり、計画を3億4百万円下回りました。なお、自己資本比率は、11.32%となりました。

[事業の展望および当庫が対処すべき課題]

第9期中期経営計画の最終年度となる令和8年度は、経営計画骨子として「働く人の夢と共感の創造」と「共生社会の実現」を掲げ、Ⅰ．経営戦略、Ⅱ．営業戦略、Ⅲ．IT戦略、Ⅳ．コンプライアンス・リスク管理戦略、Ⅴ．人事戦略、Ⅵ．財務戦略の6項目を重点課題として取り組みます。

四国ろうきんは未来永劫、会員・お客さまに信頼され、支持され、選択され続ける福祉金融機関として、存在意義（パーパス）である、「お客さまの立場にたった最適な商品・サービスを提供し、お客さまの夢とご家族の幸せな暮らしの実現」に貢献してまいります。そのために、10年後のあるべき姿として「四国ろうきん経営ビジョン2035」を掲げ、第9期中期経営計画策定・実行の柱となる「人材」を最大の強みとして事業の根幹に据え、人材の可能性を最大限に引き出し、持続的企業価値の創造を目的とする「人的資本経営」に取り組みます。

事業遂行にあたっては、「非営利の原則」、「直接奉仕の原則」、「政治的中立の原則」の事業運営三原則に基づき、信頼されるろうきんと、夢・志・働きがいがある職場風土を創造し、「経営ビジョン2035」ならびに「四国ろうきん credo」を実現します。

ろうきんは、会員組織を中心として事業運営を行う日本で唯一の勤労者福祉金融機関であることから、会員・勤労者、会員推進機構、労働団体および生協団体等との結びつきや連携を強固にすることにより、会員運動基盤強化の取り組みを進めてまいります。

●第25期・貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	2025年度末	2024年度末	科 目	2025年度末	2024年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	6,575	6,135	預金積金	638,375	648,762
預け金	182,113	208,578	当座預金	137	41
買入手形	—	—	普通預金	231,509	233,927
コールローン	—	—	貯蓄預金	539	572
買現先勘定	—	—	通知預金	30	30
債券貸借取引支払保証金	—	—	別段預金	1,418	975
買入金銭債権	—	—	納税準備預金	—	—
金銭の信託	—	—	定期預金	404,739	413,213
商品有価証券	—	—	定期積金	—	—
商品国債	—	—	その他の預金	—	—
商品地方債	—	—	譲渡性預金	460	460
商品政府保証債	—	—	借入金	9,400	9,400
その他の商品有価証券	—	—	借入金	9,400	9,400
有価証券	51,922	45,607	当座借越	—	—
国債	17,679	19,522	再割引手形	—	—
地方債	1,182	—	売渡手形	—	—
短期社債	—	—	コールマネー	—	—
社債	15,978	15,032	売現先勘定	—	—
貸付信託	—	—	債券貸借取引受入担保金	—	—
投資信託	12,438	5,739	コマースナル・ペーパー	—	—
株式	18	18	外国為替	—	—
外国証券	4,624	5,293	外国他店預り	—	—
その他の証券	—	—	外国他店借	—	—
貸出金	432,260	423,041	売渡外国為替	—	—
割引手形	—	—	未払外国為替	—	—
手形貸付	362	407	その他負債	1,524	1,242
証書貸付	418,185	408,320	未決済為替借	6	8
当座借越	13,712	14,313	未払費用	817	432
外国為替	—	—	給付補填備金	—	—
外国他店預け	—	—	未払法人税等	36	155
外国他店貸	—	—	前受収益	3	3
買入外国為替	—	—	払戻未済金	0	0
取立外国為替	—	—	払戻未済持分	0	1
その他資産	6,786	6,207	先物取引受入証拠金	—	—
未決済為替貸	23	26	先物取引差金勘定	—	—
労働金庫連合会出資金	4,900	4,400	借入商品債券	—	—
前払費用	19	20	借入有価証券	—	—
未収収益	1,506	1,391	売付商品債券	—	—
先物取引差入証拠金	—	—	売付債券	—	—
先物取引差金勘定	—	—	金融派生商品	—	—
保管有価証券等	—	—	金融商品等受入担保金	—	—
金融派生商品	—	—	リース債務	101	116
金融商品等差入担保金	—	—	資産除去債務	55	61
リース投資資産	—	—	その他の負債	502	462
その他の資産	336	367	代理業務勘定	—	0
有形固定資産	5,689	5,998	賞与引当金	201	194
建物	2,945	3,112	役員賞与引当金	—	—
土地	954	1,308	退職給付引当金	936	1,065
リース資産	83	93	役員退職慰労引当金	34	51
建設仮勘定	—	—	睡眠預金払戻損失引当金	6	10
その他の有形固定資産	1,705	1,483	その他の引当金	—	—
無形固定資産	73	84	特別法上の引当金	—	—
ソフトウェア	56	67	金融商品取引責任準備金	—	—
のれん	—	—	繰延税金負債	—	—
リース資産	—	—	再評価に係る繰延税金負債	104	106
その他の無形固定資産	16	16	債務保証	5	8
前払年金費用	—	—	負債の部合計	651,049	661,302
繰延税金資産	1,715	1,699	(純資産の部)		
再評価に係る繰延税金資産	—	—	出資金	3,008	3,008
債務保証見返	5	8	普通出資金	3,008	3,008
貸倒引当金	△ 55	△ 44	優先出資金	—	—
(うち個別貸倒引当金)	(△ 25)	(△ 13)	優先出資金申込証拠金	—	—
			資本剰余金	—	—
			資本準備金	—	—
			その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	36,189	35,999
			利益準備金	3,017	3,017
			その他利益剰余金	33,172	32,982
			特別積立金	32,589	32,115
			(特別積立金)	(743)	(743)
			(金利変動等準備積立金)	(8,350)	(8,000)
			(機械化積立金)	(8,000)	(7,876)
			(配当準備積立金)	(800)	(800)
			(経営基盤強化積立金)	(8,496)	(8,496)
			(社会貢献活動基金)	(500)	(500)
			(店舗等整備積立金)	(5,700)	(5,700)
			当期末処分剰余金	582	866
			処分未済持分	—	—
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資金申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	39,197	39,008
			その他有価証券評価差額金	△ 3,395	△ 3,232
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	234	238
			評価・換算差額等合計	△ 3,160	△ 2,994
			純資産の部合計	36,036	36,013
資産の部合計	687,086	697,316	負債及び純資産の部合計	687,086	697,316

貸借対照表の注記

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当庫の定める決算経理要領に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	15年～50年
その他	2年～20年

4. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当庫の資産査定規程および決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を査定しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

8. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1)過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理

(2)数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時で収益を認識しております。建物賃貸に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	5,617,964 千円
有形固定資産の圧縮記帳額	－ 千円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

165,578 千円

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

－ 千円

17. 子会社等の株式総額

10,000 千円

18. 子会社等に対する金銭債権総額

41,868 千円

19. 子会社等に対する金銭債務総額

109,160 千円

20. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,346,819千円、危険債権額は1,800,587千円です。

なお、債権は、貸借対照表の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

21. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は40,460千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

22. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

23. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、3,187,867千円です。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

24. 担保に供している資産

為替決済・当座借越契約および手形借入（9,400,000千円）の担保として預け金33,499,800千円、公金取扱いの担保として預け金2,000千円を差入れております。

また、その他の資産には、保証金78,769千円が含まれております。

25. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づく課税価格（路線価方式）に合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

331,886 千円

26. 出資1口当たりの純資産額

11,979円75銭

27. 目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

28. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的

及びその他目的で保有しております。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店及び本部担当部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部担当部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、本部担当部において金融資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当庫は、外貨建資産の為替損益を月次で把握するとともに、VaR（バリュー・アット・リスク）を月次で計測し、為替の変動に対応した管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当庫は、有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従って行っております。

このうち、本部担当部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は本部担当部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日（有価証券は20日）、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、令和8年3月31日現在で当庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で31,085千円です。

なお、当庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	182,113,096	179,824,321	△ 2,288,775
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券（※3）	51,904,331	51,904,331	—
(3) 貸出金	432,260,372		
貸倒引当金（※1）	△ 46,686		
	432,213,685	435,046,267	2,832,582
金融資産計	666,231,113	666,774,920	543,806
(1) 預金積金	638,375,225	636,959,553	△ 1,415,671
(2) 借入金（※2）	9,400,000	9,400,000	—
金融負債計	647,775,225	646,359,553	△ 1,415,671

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※3）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日）第24～9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的の金融資産に関する注記事項については30. から34. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を無リスク利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※）	10,000
関連法人等株式	—
非上場株式（※）	8,200
組合出資金	—
労働金庫連合会出資金	4,900,000
合 計	4,918,200

（※）子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	104,363,396	69,749,700	3,500,000	4,500,000
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,000,000	13,800,000	14,700,000	16,100,000
貸出金（※）	28,608,411	87,119,040	88,547,953	224,936,172
合 計	133,971,808	170,668,740	106,747,953	245,536,172

（※）貸出金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※）	430,922,728	202,202,530	5,249,966	—
借入金	5,000,000	4,400,000	—	—
合 計	435,922,728	206,602,530	5,249,966	—

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下34. まで同様）。

(1)満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		—	—	—

(2)子会社・子法人等株式会社及び関連法人等株式
該当はありません。

(3)その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,464,450	8,191,739	1,272,710
	小計	9,464,450	8,191,739	1,272,710
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	34,840,670	40,242,284	△ 5,401,614
	国債	17,679,440	22,042,284	△ 4,362,844
	地方債	1,182,620	1,200,000	△ 17,380
	短期社債	—	—	—
	社債	15,978,610	17,000,000	△ 1,021,390
	その他	7,599,211	8,205,419	△ 606,207
	小計	42,439,881	48,447,703	△ 6,007,822
合 計		51,904,331	56,639,442	△ 4,735,111

31. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	5,463,735	—	△ 1,227,673
国債	2,646,822	—	△ 1,044,586
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	2,816,913	—	△ 183,087
その他	2,733,894	432,272	—
合 計	8,197,629	432,272	△ 1,227,673

33. 保有目的を変更した有価証券
当事業年度中に保有目的区分の変更を行った有価証券はありません。

34. 減損処理を行った有価証券
当事業年度に減損処理を行った有価証券はありません。

35. 当座貸越契約等
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は75,472,893千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は35,318,086千円です。
これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当庫が実行申し込みをうけた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち40,154,807千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

(単位:千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	264,992
固定資産の減損損失	58,346
賞与引当金	57,010
その他有価証券評価損	1,700,213
その他	33,584
繰延税金資産小計	2,114,148
評価性引当額	△ 38,693
繰延税金資産合計	2,075,454
繰延税金負債	
その他有価証券評価益	360,177
繰延税金負債合計	360,177
繰延税金資産の純額	1,715,277

37. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。
契約資産 — 千円
顧客との契約から生じた債権 40,278 千円
契約負債 12 千円

38. 固定資産の保有目的の変更
高松ローンセンターが令和8年1月に本店営業部内に移転したことに伴い、事業用土地および建物からその他の有形固定資産へ振替えています。

(単位:千円)

変更前種類	変更後種類	金額
土地	その他の有形固定資産	354,037
建物	その他の有形固定資産	1,784



●第25期・損益計算書 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	2025年度	2024年度
経常収益	10,102	8,753
資金運用収益	8,349	7,478
貸出金利息	6,445	6,047
預け金利息	1,061	777
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	594	402
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	248	250
役務取引等収益	1,062	917
受入為替手数料	103	95
その他の役務収益	959	822
その他業務収益	255	292
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売却益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	255	292
その他経常収益	434	65
貸倒引当金戻入益	—	2
償却債権取立益	0	0
株式等売却益	432	53
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	1	8
経常費用	9,558	7,841
資金調達費用	815	302
預金利息	812	301
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	1	0
借用金利息	0	0
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャルペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,468	1,417
支払為替手数料	437	427
その他の役務費用	1,030	989

科 目	2025年度	2024年度
その他業務費用	1,228	172
外国為替売却損	—	—
商品有価証券売却損	—	—
国債等債券売却損	1,227	95
国債等債券償還損	—	72
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1	4
経費	5,988	5,931
人件費	3,137	3,165
物件費	2,623	2,520
税金	227	245
その他経常費用	57	17
貸倒引当金繰入額	10	—
貸出金償却	0	0
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	28	17
退職手当金	1	0
その他の経常費用	17	0
経常利益	543	912
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	47	21
固定資産処分損	0	4
減損損失	24	6
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	23	10
税引前当期純利益	496	891
法人税、住民税及び事業税	82	187
法人税等調整額	47	48
法人税等合計	129	236
当期純利益	366	655
繰越金(当期首残高)	212	211
土地再評価差額金取崩額	3	—
当期末処分剰余金	582	866

損益計算書の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 9,493千円
子会社との取引による費用総額 279,267千円
- 出資1口当たりの当期純利益金額 121円68銭
- 固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産について、減損損失を計上しています。

場 所	用 途	種 類	減損損失
旧高松東支店	遊休資産	建物(その他の有形固定資産)	4,845千円
旧高松東支店	遊休資産	土地(その他の有形固定資産)	4,539千円
旧津田支店	遊休資産	土地(その他の有形固定資産)	10,447千円
旧鳴門支店	遊休資産	土地(その他の有形固定資産)	4,332千円

当金庫は、稼働資産については継続的に行っている管理会計上の収益把握単位であるブロック営業店(ローンセンターを含む)を、遊休資産についてはそれぞれの資産をグルーピングの最小単位にしています。統括本部、地区営業本部等の資産は、独立したキャッシュ・フローを生み出さない共用資産としております。

旧高松東支店、旧津田支店、旧鳴門支店について、当該土地を売却する方針であることから、減損損失を認識しました。

これにより、当該建物の帳簿価額を全額、土地の帳簿価額は回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

- 顧客との契約から生じる収益
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。
- 収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	2025年度 (総会承認日2026年6月25日)	2024年度 (総会承認日2025年6月24日)
当期末処分剰余金	582	866
剰余金処分額	280	654
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	60	60
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	119	119
特別積立金	100	474
繰越金(当期末残高)	302	212

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2026年5月19日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）の監査を受け、2026年5月22日に監事の監査を受けております。

なお、同年6月25日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月26日

四国労働金庫

理事長 新 居 栄 治



主要な事業の状況を示す指標

(単位:百万円)

項 目	2025年度	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度
経常収益	10,102	8,753	8,370	8,632	8,510
経常利益	543	912	729	999	1,088
当期純利益	366	655	536	730	774
純資産額	36,036	36,013	37,093	37,021	37,242
総資産額	687,086	697,316	703,438	707,410	704,514
預金積金残高	638,375	648,762	653,184	657,286	650,100
貸出金残高	432,260	423,041	419,864	416,630	415,597
有価証券残高	51,922	45,607	38,962	39,165	44,210
出資総額	3,008	3,008	3,009	3,010	3,011
出資総口数(口)	3,008,115	3,008,774	3,009,625	3,010,700	3,011,048
出資に対する配当金	60	60	60	60	59
職員数(人)	446	438	436	425	435
単体自己資本比率(%)	11.32	11.29	10.32	10.34	10.38

- 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
- 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しております。
また、2024年度末以降の自己資本比率は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」を適用しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
- 職員数については、嘱託職員等を含めた人数を記載しております。

主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円、%)

項 目	2025年度	2024年度
業務粗利益	6,154	6,796
業務粗利益率	0.89	0.97
業務純益	57	815
実質業務純益	56	815
コア業務純益	1,283	984
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	1,259	964
資金運用収支	7,533	7,176
役務取引等収支	△ 405	△ 499
その他業務収支	△ 973	119
資金運用勘定平均残高	687,132	694,526
資金運用収益(受取利息)	8,349	7,478
資金運用収益増減(△)額	870	205
資金運用利回り	1.21	1.07
資金調達勘定平均残高	659,853	667,378
資金調達費用(支払利息)	815	302
資金調達費用増減(△)額	513	139
資金調達利回り	0.12	0.04
資金調達原価率	1.04	0.94
総資金利鞘	0.17	0.13
総資産経常利益率	0.07	0.12
総資産当期純利益率	0.05	0.09
総資産業務純益率	0.00	0.11
純資産経常利益率	1.51	2.54
純資産当期純利益率	1.02	1.82
純資産業務純益率	0.16	2.27

- 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買損益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

- 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

- 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

- 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

- 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

$$\text{総資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(又は純益率)} = \frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

- 各表上の単位未満を切り捨てた金額を使用して算出しています。官庁報告に係る諸比率は当該報告値をそのまま記載しています。
- 小数点第3位を切り捨てし、第2位までを表示しています。

会員・出資金の状況

●純資産の内訳

(単位:百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
純資産	36,036	36,013
出資金	3,008	3,008
普通出資金	3,008	3,008
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	36,189	35,999
会員勘定合計	39,197	39,008
土地再評価差額金	234	238
その他有価証券評価差額金	△ 3,395	△ 3,232
評価・換算差額等合計	△ 3,160	△ 2,994

●大口出資会員

(単位:千円、%)

順位	会 員 名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	タダノ労働組合	105,592	3.51
2	タダノ労働組合志度	77,078	2.56
3	(財)徳島県勤労者福祉ネットワーク	71,641	2.38
4	徳島県職員労働組合	71,072	2.36
5	帝人労働組合 松山支部	50,795	1.68
6	大王製紙労働組合	48,464	1.61
7	高知県職員連合労働組合	44,491	1.47
8	エヌティティ労働組合高知分会	35,796	1.18
9	高松市職員連合労働組合	34,975	1.16
10	JAM井関農機労働組合松山支部	34,024	1.13
	2026年3月末 出資金残高	3,008,115	—

●会員数内訳

(単位:千円、%)

項 目	2025年度末			2024年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団 体 会 員	1,931	3,001,935	99.79	1,948	3,001,884	99.77
民間労働組合	989	1,527,743	50.78	997	1,525,957	50.71
民間以外の労働組合及び公務員の団体	380	1,093,603	36.35	382	1,093,083	36.32
消費生活協同組合及び同連合会	65	129,234	4.29	65	129,234	4.29
その他の団体	497	251,355	8.35	504	253,610	8.42
個 人 会 員	833	6,180	0.20	872	6,890	0.22
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	2,764	3,008,115	100.00	2,820	3,008,774	100.00

1. 優先出資金の残高はありません。

●出資配当等

項 目	2025年度(総会承認日2026年6月25日)	2024年度(総会承認日2025年6月24日)
出資配当 (配当率)	60,014千円 (年2.0%の割合)	60,107千円 (年2.0%の割合)
利用配当	119,997千円	119,997千円
配当負担率	30.89%	20.78%

$$\text{配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$$

預金に関する指標

●預金科目別残高

(単位:百万円)

項 目	2025年度末				2024年度末			
	個人預金	法 人			個人預金	法 人		
		公 金 預 金	金融機関預金	その他預金		公 金 預 金	金融機関預金	その他預金
当座預金	—	—	101	36	—	—	2	39
普通預金	206,479	205	10	24,813	208,296	155	8	25,467
貯蓄預金	539	—	—	—	572	—	—	—
通知預金	—	—	—	30	—	—	—	30
別段預金	5	223	6	1,183	5	234	20	715
納税準備預金	—	—	—	—	—	—	—	—
定期預金	348,870	6,997	14,724	34,146	358,212	6,800	13,234	34,966
定期積金	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	555,895	7,426	14,841	60,210	567,086	7,190	13,265	61,219

●預金種類別内訳(平均残高) (単位:百万円)

項 目	2025年度	2024年度
流動性預金	237,685	236,627
定期性預金	412,098	420,651
譲渡性預金	460	460
その他の預金	—	—
合 計	649,783	657,738

●定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)

(単位:百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
固定金利定期預金	404,682	413,151
変動金利定期預金	56	61
そ の 他	—	—
合 計	404,739	413,213



●預金者別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2025年度末		2024年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
団 体 会 員	529,563	82.95	539,152	83.10
民間労働組合	177,273	27.76	184,089	28.37
民間以外の労働組合及び公務員の団体	171,844	26.91	178,677	27.54
消費生活協同組合及び同連合会	16,044	2.51	15,666	2.41
その他の団体	164,400	25.75	160,718	24.77
（うち間接構成員）	(486,446)	(76.20)	(494,381)	(76.20)
個 人 会 員	130	0.02	157	0.02
国・地方公共団体・非営利法人	7,681	1.20	7,344	1.13
一 般 員 外 (a)	101,000	15.82	102,108	15.73
合 計	638,375	100.00	648,762	100.00

当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であること及び定款の定めにより、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

（単位：百万円）

項 目	2025年度末	2024年度末
一般員外譲渡性預金(b)	—	—
一般員外預金計(c):上表の(a)+(b)	101,000	102,108
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	638,835	649,222
一般員外預金比率(c)/(d)×100	15.81%	15.72%

当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であること及び定款の定めにより、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

●財形貯蓄残高

（単位：百万円、％）

項 目	2025年度末		2024年度末	
	金 額	預金に占める割合	金 額	預金に占める割合
一 般 財 形	75,585	11.83	78,919	12.15
財 形 年 金	31,791	4.97	33,345	5.13
財 形 住 宅	5,071	0.79	5,602	0.86
合 計	112,448	17.60	117,867	18.15

1. 2025年度末の割合算出においては、分母となる預金額の数値は譲渡性預金を含め638,835で計算しています。

●内国為替取扱実績

（単位：件）

項 目	区 分	2025年度	2024年度
送 金 ・ 振 込	各地へ向けた分	544,063	531,523
	各地より受けた分	1,285,641	1,261,095
代 金 取 立	各地へ向けた分	3	1
	各地より受けた分	1	0
合 計	各地へ向けた分	544,066	531,524
	各地より受けた分	1,285,642	1,261,095

貸出金等に関する指標

●貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

- (1) 小口員外貸出 …………… 「個人」
- (2) 間接構成員等であった者 …………… 「個人」
- (3) 独立行政法人 …………… 事業に応じて類別
- (4) PFI選定業者 …………… 事業に応じて類別
- (5) 地方公共団体 …………… 「地方公共団体」
- (6) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等・金融機関 …… 「金融業・保険業」
- (7) 地方公社等
 - ①土地開発公社 …………… 「不動産業」
 - ②地方道路公社 …………… 「運輸業」
 - ③公益社団法人及び公益財団法人 …… 事業に応じて類別
 - ④医療法人 …………… 「医療、福祉」
 - ⑤社会福祉法人 …………… 「医療、福祉」、その他事業に応じて類別
 - ⑥その他 …………… 事業に応じて類別

（単位：百万円、％）

項 目		2025年度末		2024年度末	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
民間労働組合		115,070	26.62	111,072	26.25
民間以外の労働組合及び公務員の団体		42,615	9.85	42,040	9.93
消費生活協同組合及び同連合会		178,734	41.34	171,480	40.53
その他の団体		88,506	20.47	89,049	21.04
《間接構成員》		《424,201》	《98.13》	《412,863》	《97.59》
個 人 会 員		13	0.00	16	0.00
会 員 等 計		424,939	98.30	413,660	97.78
預金積金担保貸出		75	0.01	94	0.02
そ の 他		7,245	1.67	9,286	2.19
		() 表示はその他を100とする	(100.00)	() 表示はその他を100とする	(100.00)
業 種 別 内 訳	製造業	—	(—)	—	(—)
	農業・林業	—	(—)	—	(—)
	漁業	—	(—)	—	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
	建設業	—	(—)	—	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
	情報通信業	—	(—)	—	(—)
	運輸業、郵便業	—	(—)	—	(—)
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
	金融業、保険業	—	(—)	—	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
	医療・福祉	—	(—)	—	(—)
	サービス業	—	(—)	—	(—)
	国・地方公共団体	3,189	(44.01)	3,474	(37.41)
個人		3,973	(54.84)	5,708	(61.47)
その他		82	(1.13)	103	(1.11)
会 員 外 計		7,320	1.69	9,381	2.21
合 計		432,260	100.00	423,041	100.00

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳

(単位:百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
当金庫預金積金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
小 計	—	—
保 証	5	8
信 用	—	—
合 計	5	8

●貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
手 形 貸 付	342	241
証 書 貸 付	411,354	405,811
当 座 貸 越	14,416	14,871
割 引 手 形	—	—
合 計	426,113	420,924

●貸出金使途別内訳

(単位:百万円、%)

項 目	2025年度末		2024年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
貸 金 手 当 対 策 資 金	—	—	—	—
生 活 資 金	49,934	11.55	48,616	11.49
カードローン	10,751	2.48	11,267	2.66
教育ローン	11,717	2.71	11,500	2.71
その他	27,465	6.35	25,847	6.10
福利共済資金	3,118	0.72	3,345	0.79
設 備 資 金	425	0.09	517	0.12
生協資金	4	0.00	4	0.00
設 備 資 金	—	—	—	—
住宅資金	378,329	87.52	370,067	87.47
一般住宅資金	452	0.10	491	0.11
住宅事業資金	—	—	—	—
合 計	432,260	100.00	423,041	100.00

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(単位:百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
固定金利貸出金	84,886	84,618
変動金利貸出金	347,374	338,423
合 計	432,260	423,042

1. 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。
2. 「固定金利選択型住宅ローン」は変動金利貸出金に含みます。

●預貸率

(単位:%)

項 目	2025年度	2024年度
預貸率(期末値)	67.66	65.16
預貸率(期中平均値)	65.53	63.99

●1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
預 金 残 高	23,660	24,045
貸 出 金 残 高	16,009	15,668

1. 店舗数は期末の店舗数を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

●貸出金担保種類別内訳

(単位:百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
当金庫預金積金	633	701
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	3,402	3,225
そ の 他	—	—
小 計	4,035	3,926
保 証	424,974	415,636
信 用	3,250	3,478
合 計	432,260	423,041

●常勤従業員一人当たり預金・貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
預 金 残 高	1,397	1,420
貸 出 金 残 高	945	925

1. 役職員数は期中平均人員を使用、預金は譲渡性預金を含む期末残高を使用しています。

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。

しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項 目		計	期間の 定めなし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	2025年度末	17,679	－	－	1,399	7,281	8,999
	2024年度末	19,522	－	－	380	6,500	12,642
地 方 債	2025年度末	1,182	－	－	1,182	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－	－
短 期 社 債	2025年度末	－	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－	－
社 債	2025年度末	15,978	－	497	9,347	5,089	1,043
	2024年度末	15,032	－	1,098	6,019	6,799	1,115
貸 付 信 託	2025年度末	－	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－	－
投 資 信 託	2025年度末	12,438	12,438	－	－	－	－
	2024年度末	5,739	5,739	－	－	－	－
株 式	2025年度末	18	18	－	－	－	－
	2024年度末	18	18	－	－	－	－
外 国 証 券	2025年度末	4,624	－	497	1,455	1,035	1,635
	2024年度末	5,293	－	499	1,765	663	2,364
その他の証券	2025年度末	－	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－	－
合 計	2025年度末	51,922	12,456	994	13,385	13,406	11,678
	2024年度末	45,607	5,757	1,597	8,165	13,963	16,122

●有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項 目	2025年度		2024年度	
	平 均 残 高	構 成 比	平 均 残 高	構 成 比
国 債	24,041	44.77	20,678	44.04
地 方 債	290	0.54	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	17,013	31.68	16,013	34.10
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	7,100	13.22	4,614	9.82
株 式	18	0.03	18	0.03
外 国 証 券	5,229	9.73	5,623	11.97
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	53,693	100.00	46,947	100.00

社債には、政府保証債、公社
公団債、金融債、事業債、新株
予約権付社債が含まれます。

● 預証率

(単位: %)

項 目	2025年度	2024年度
預証率(期末値)	8.12	7.02
預証率(期中平均値)	8.25	7.13

● 公共債窓口販売実績

(単位: 千円)

項 目	2025年度	2024年度
国 債	9,504,760	5,715,930

● 投資信託窓口販売実績

(単位: 千円)

項 目	2025年度	2024年度
投資信託	2,425,680	2,222,065



有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して、勤労者の借入ニーズに応えています。その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融

商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は貸借対照表の注記（58頁）をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2026年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

（単位：百万円）

項 目	2025年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

2. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

項 目		2025年度末			2024年度末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計		—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計		—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含まれておりません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は市場価格のない株式等であるため、次頁5. に記載しております。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

項 目		2025年度末			2024年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	9,464	8,191	1,272	3,955	3,674	280
	小 計	9,464	8,191	1,272	3,955	3,674	280
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	34,840	40,242	△ 5,401	34,555	38,911	△ 4,355
	国債	17,679	22,042	△ 4,362	19,522	23,110	△ 3,588
	地方債	1,182	1,200	△ 17	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,978	17,000	△ 1,021	15,032	15,800	△ 767
	その他	7,599	8,205	△ 606	7,077	7,510	△ 433
	小 計	42,439	48,447	△ 6,007	41,633	46,422	△ 4,788
合 計		51,904	56,639	△ 4,735	45,589	50,097	△ 4,508

1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれています。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含まれておりません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金の 主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	2025年度末	2024年度末
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	8	8
組合出資金	—	—
労働金庫連合会出資金	4,900	4,400
合 計	4,918	4,418



金銭の信託の時価情報

●金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

項 目	2025年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭信託	—	—	—	—

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

当金庫が主体的に取り組んでいる該当のデリバティブ取引はありませんが、保有している金融商品に含まれる場合があります。

「デリバティブ取引」とは

国内、国外の金融市場で取引される金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）を「デリバティブ」（金融派生商品）取引といいます。

「先物取引」「先渡取引」とは

ある商品（例えば国債、金利、指数）について、将来のある日（決済期日）に、現在約束した価格で、売買できる取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

将来の特定期間にわたりあらかじめ決められた条件で、キャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨建で種類の異なる金利相当額を交換する金利スワップと、異なる通貨間の金利と元本を交換する通貨スワップがあります。

「オプション」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などを将来の決められた期日までにその時の市場価格に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利、または売る権利を売買する取引をオプション取引といいます。

当金庫でキャップローン（上限金利付住宅ローン）の取扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用しているキャップも、このオプションの一つです。

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1) 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を利用することがあります。

(2) 「取り組みの情報」

具体的には、固定金利選択型住宅ローン、上限金利付住宅ローン等で低利な融資をご提供する際や長期の預金をお預かりするにあたって、将来の金利変動リスク回避を目的として、スワップ取引、オプション取引を実施していましたが、2006年度中に満期を迎え、それ以降の取り組みはございません。

(3) 「リスク管理に対する管理体制」

当金庫では、「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

自己資本の充実の状況

(1) 単体自己資本比率(国内基準)

(単位: %)

当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
11.32	11.29

当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」に基づき、自

己資本比率を算定しております（以下、「自己資本比率告示」といいます。）。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号2等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成19年金融庁・厚生労働省告示第1号）」に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っております（以下、「第3の柱告示」といいます。）。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + (マーケット・リスク相当額の合計額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額) \times 12.5(注4)}}$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じております。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」及び「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注1)を採用しています。

(注1) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産の額並びにオフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローン20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45～100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

LTV (Loan to Value) 比率は、抵当権付住宅ローンの額を担保価値の額（不動産の評価額）で除したものです。

② マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

③ オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

標準的計測手法(注2)を使用し、ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注2) 標準的計測手法……BIC（事業規模要素）× ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫の場合、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は11.32%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

(2)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	39,017	38,827
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,008	3,008
うち、利益剰余金の額	36,189	35,999
うち、外部流出予定額(△)	180	180
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	30	31
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	30	31
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	39,047	38,859
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	73	84
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	73	84
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	73	84
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	38,973	38,775

項 目	当期末（2025年度末）	前期末（2024年度末）
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	330,863	330,512
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,149	12,696
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	344,012	343,209
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）/（二））	11.32	11.29



■（参考）自己資本比率に関連する用語■

「コア資本」とは

バーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等です。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまへ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、そ

の「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

（経過措置を適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能でした。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入していました。当金庫ではこの経過措置を適用しておりました。）

「コア資本に係る調整項目」とは

「コア資本に係る調整項目」とは、自己資本比率の算出において「コア資本」から控除される項目です。主な項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額等です。これらは損失吸収力が乏しいことや金融システム全体のリスクを高めるため資本から差し引くこととされています。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

「マーケット・リスク相当額の合計額」とは

マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」及び「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

「勘定間の振替分」とは

マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。

マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載しておりません。

「フロア調整額」とは

内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5%を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

「オペレーショナル・リスク相当額」とは

標準的計測手法^(注)を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注）標準的計測手法… $BIC（事業規模要素） \times ILM（内部損失乗数）$ をオペレーショナル・リスク相当額とします。

(3) 定性的開示事項・定量的開示事項

① 自己資本調達手段の概要

2025年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

普通出資	①発行主体：四国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目に算入された額：3,008百万円

② 自己資本の充実に関する事項

信用リスク・アセットの額及び信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	当期末（2025年度末）		前期末（2024年度末）	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	330,863	13,234	330,512	13,220
標準的手法が適用されるポートフォリオ区分ごとのエクスポージャー (注3)	330,844	13,233	330,485	13,219
ソブリン向け (注4)	0	0	0	0
金融機関向け	38,221	1,528	43,491	1,739
法人等向け	7,668	306	7,371	294
中堅中小企業等向け及び個人向け	59,685	2,387	61,083	2,443
抵当権付住宅ローン	192,303	7,692	183,893	7,355
事業用不動産関連向け	497	19	544	21
延滞エクスポージャー (注5)	3,312	132	3,174	126
その他 (注6)	29,156	1,166	30,926	1,237
証券化エクスポージャー (注7) (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注8)	18	0	26	1
ルック・スルー方式 (注9)	18	0	26	1
マンドート方式 (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式(250%) (注11)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%) (注11)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%) (注12)	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法) (注13)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注14)	—	—	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注15) (B)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (注16) (C)	13,149	525	12,696	507
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)+(C)	344,012	13,760	343,209	13,728

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。
- エクスポージャーのうち、「金融機関向け」「中堅中小企業等向け及び個人向け」及び「その他」の項目については、自己資本比率告示に基づき各経過措置を適用しております。
- また、貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっております。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっております。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞エクスポージャー」については「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーにかかる数値としております。
6. 「その他」は、出資金、有形・無形固定資産、オフバランス取引等です。
7. 「証券化エクスポージャー」とは、証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
8. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の「リスク・スルー方式」から「フォールバック方式」の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
9. 「リスク・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{リスク・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「マンドート方式」は、リスク・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

11. 「蓋然性方式」は、「リスク・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「フォールバック方式」は「リスク・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1,250%をリスク・ウェイトとして用います。
13. CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAはCredit Valuation Adjustmentの略です。）
- 当金庫は、簡便法によりCVAリスク相当額を算出し、CVAリスク相当額を8%で除して得た額をリスク・アセットとしております。
14. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャー（担保など例外を除く）です。
15. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。
16. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

標準的計測手法^(注)を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注) 標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位: 百万円)

項 目	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	13,149	12,696
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	42	40
B I の額	8,766	8,464
B I C の額	1,051	1,015

■金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要■

現在の自己資本の充実状況について

2025年度末の当金庫の自己資本比率は11.32%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することで管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しており、各期において計画に基づく諸施策を着実に実行することを通じて安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることを軸として、自己資本の充実を図ります。

(4)信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高の主な種類別内訳

地域別

(単位:百万円)

地域区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エク スポージャー (注3)	
	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末
国 内	707,004	715,205	452,343	442,319	40,242	38,911	11,101	5,188	203,317	228,786	3,168	105
国 外	5,114	5,616	-	-	-	-	-	-	5,114	5,616	-	-
合 計	712,118	720,822	452,343	442,319	40,242	38,911	11,101	5,188	208,431	234,402	3,168	105

業種別

(単位:百万円)

業種区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エク スポージャー (注3)	
	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末
製 造 業	5,010	6,008	-	-	4,800	5,500	-	-	210	508	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	100	-	-	-	100	-	-	-	0	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	3,210	2,906	-	-	2,800	2,500	-	-	410	406	-	-
情報通信業	1,304	802	-	-	1,300	800	-	-	4	2	-	-
運輸業、郵便業	2,304	2,102	-	-	2,300	2,100	-	-	4	2	-	-
卸売業、小売業、 宿泊業、飲食サービス業	1,002	1,002	-	-	1,000	1,000	-	-	2	2	-	-
金融業・保険業	200,980	226,700	-	-	2,600	1,900	-	-	198,380	224,799	-	-
不動産業、 物品賃貸業	2,441	2,184	458	502	1,900	1,600	-	-	83	82	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	304	304	-	-	300	300	-	-	4	4	-	-
国・地方 公共団体	26,548	26,720	3,189	3,474	23,242	23,110	-	-	117	135	-	-
個 人	448,668	438,257	448,339	437,948	-	-	-	-	328	308	3,168	105
そ の 他	20,341	13,732	356	393	-	-	11,101	5,188	8,884	8,150	-	-
合 計	712,118	720,822	452,343	442,319	40,242	38,911	11,101	5,188	208,431	234,402	3,168	105

残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 期間区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末
期間の定めのないもの	66,051	58,517	23,718	22,355	—	—	11,101	5,188	31,231	30,974
1年以下	123,948	119,235	28,597	27,356	500	1,100	—	—	94,850	90,778
1年超3年以下	95,539	123,828	44,751	44,885	3,500	1,900	—	—	47,287	77,043
3年超5年以下	75,012	70,544	42,315	41,555	8,735	4,681	—	—	23,961	24,307
5年超7年以下	40,566	41,308	37,566	37,708	2,800	3,200	—	—	200	400
7年超10年以下	66,067	64,562	50,902	49,995	10,764	10,766	—	—	4,400	3,800
10年超	244,933	242,825	224,491	218,463	13,942	17,262	—	—	6,500	7,100
合 計	712,118	720,822	452,343	442,319	40,242	38,911	11,101	5,188	208,431	234,402

注1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」とは、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

注2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、預け金、外国証券、出資金、有形・無形固定資産等です。

注3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等エクスポージャーのポートフォリオ別の計です。

注4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

注5. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

項 目	一般貸倒引当金		個別貸倒引当金		合 計	
	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
期首残高	31	30	13	17	44	47
期中増加額	—	1	12	0	12	1
期中減少額	目的使用	—	—	0	0	—
	その他	1	0	4	1	4
期末残高	30	31	25	13	55	44

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売 業、宿泊業、飲 食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業、 物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	3	5	12	-	-	-	-	1	16	3	-	-
そ の 他	9	11	0	0	-	-	0	2	9	9	0	-
合 計	13	17	12	0	-	-	0	4	25	13	0	-

1. 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。



④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末（2025年度末）

（単位：百万円）

	CCF(注2)・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (注3)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
現金	6,575	—	6,575	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,066	—	22,066	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,393	—	4,393	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1	—	1	—	0	10%
我が国の政府関係機関向け	0	—	0	—	0	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	187,720	—	187,720	—	38,221	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,613	—	2,613	—	783	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	18,017	175	18,017	22	7,691	43%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	80,214	75,283	80,214	19,574	61,469	62%
トランザクター向け	—	28,356	—	2,835	1,276	45%
不動産関連向け	345,644	—	345,644	—	192,801	56%
自己居住用不動産等向け	345,191	—	345,191	—	192,303	56%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	452	—	452	—	497	110%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	296	—	296	—	438	148%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,873	—	2,873	—	2,873	100%
取立未済手形	31	—	31	—	6	20%
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	11,120	—	11,120	—	14,456	130%
合計					330,863	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

前期末（2024年度末）

（単位：百万円）

	CCF(注2)・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (注3)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・アセットの額	
現金	6,135	—	6,135	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,132	—	23,132	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,475	—	3,475	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1	—	1	—	0	10%
我が国の政府関係機関向け	0	—	0	—	0	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	214,012	—	214,012	—	43,491	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,508	—	2,508	—	752	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	17,404	174	17,404	25	7,404	42%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	81,445	75,036	81,445	19,252	74,656	74%
トランザクター向け	—	28,906	—	2,890	1,300	45%
不動産関連向け	335,100	—	335,100	—	184,438	55%
自己居住用不動産等向け	334,605	—	334,605	—	183,893	55%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	495	—	495	—	544	110%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	395	—	395	—	589	149%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,584	—	2,584	—	2,584	100%
取立未済手形	35	—	35	—	7	20%
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	5,207	—	5,207	—	5,207	100%
合計					330,512	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リ
当期末（2025年度末）

	資産の額及び与信相当額の合計額														
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	
現金	6,575	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	22,066	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	4,393	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	180,950	-	6,768	-	-	-	0	-	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	5	-	2,607	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	6,011	-	-	-	-	-	-	-	-	10,630	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	633	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,835	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,835	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	16,055	11,711	44,283	80	-	286	32,410	-	-	42,312	-	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	16,055	11,711	44,283	80	-	286	32,410	-	-	42,312	-	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	33,668	2	-	203,048	11,711	51,052	80	-	286	32,411	-	2,835	52,942	-	

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factor の略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

スク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

(単位:百万円)

(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)																		
	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,575
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,066
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,393
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	187,720
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,613
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	901	-	-	-	-	497	-	-	-	-	-	-	-	-	18,040
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	96,319	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99,789
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,835
	-	129	197,923	-	-	-	-	-	-	-	452	-	-	-	-	-	-	345,644
	-	129	197,923	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	345,191
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	452	-	-	-	-	-	-	452
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	284	-	-	-	296
	-	-	-	-	-	-	-	-	2,873	-	-	-	-	-	-	-	-	2,873
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,120	-	-	11,120
	-	129	197,923	97,221	-	-	-	-	3,382	-	452	-	-	284	11,120	-	-	698,553

前期末（2024年度末）

	資産の額及び与信相当額の合計額														
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	
現金	6,135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	3,475	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	207,134	-	6,870	-	-	-	7	-	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	2,508	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	5,811	-	-	-	-	-	-	-	-	10,417	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,890	-	-	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,890	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	17,952	12,169	44,769	94	-	317	31,894	-	-	41,245	-	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	17,952	12,169	44,769	94	-	317	31,894	-	-	41,245	-	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	32,743	2	-	230,934	12,169	51,639	94	-	317	31,902	-	2,890	51,662	-	

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factor の略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

(CCF(注1)・信用リスク削減効果適用後)																		
	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,135
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,132
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,475
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	214,012
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,508
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	700	-	-	-	-	483	-	-	-	-	16	-	-	-	17,429
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	97,807	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,697
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,890
	-	171	185,990	-	-	-	-	-	-	-	495	-	-	-	-	-	-	335,100
	-	171	185,990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	334,605
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	495	-	-	-	-	-	-	495
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	389	-	-	-	395
	-	-	-	-	-	-	-	-	2,584	-	-	-	-	-	-	-	-	2,584
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,207	-	-	5,207
	-	171	185,990	98,508	-	-	-	-	3,072	-	495	-	-	406	5,207	-	-	708,208

⑥標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末（2025年度末）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	CCF(注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (注2)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	299,849	—	0.00%	299,849
40%～70%	283,406	28,356	10.00%	286,241
75%	80,482	46,926	35.67%	97,221
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	3,359	175	13.06%	3,382
105%～130%	452	—	0.00%	452
150%	284	—	0.00%	284
250%	11,120	—	0.00%	11,120
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	678,955	75,459	25.97%	698,553

前期末（2024年度末）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	CCF(注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (注2)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	327,900	—	0.00%	327,900
40%～70%	269,726	28,906	10.00%	272,617
75%	82,145	46,129	35.47%	98,508
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	3,064	8	100.00%	3,072
105%～130%	495	—	0.00%	495
150%	389	166	10.00%	406
250%	5,207	—	0.00%	5,207
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	688,931	75,210	25.63%	708,208

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factor の略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では、信用リスク管理の基本方針であるクレジットポリシーとして「融資基本規則」等を定め、融資業務遂行にあたっての基本原則を全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領及び審査・管理業務等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、各資産ごとの査定担当部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、毎月定期的に

ALM委員会で協議しており、その結果については、常務会および理事会に定例的に報告を行い、対応について協議しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき「債務者区分別」に以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

・破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

・破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（MOODY'S）
- ・S & P グローバル・レーティング（S&P）

(5)信用リスク削減手法に関する事項

（単位：百万円）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー						
信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保（注1）		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末	2025年度末	2024年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	633	701	－	－	－	－
ソブリン向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	633	701	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
延滞エクスポージャー（注2）	－	－	－	－	－	－

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「延滞エクスポージャー」は「金融再生法施行規則」上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」等のエクスポージャーの各信用リスク削減手法適用額です。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要■

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」として扱っています。担保については、「資産査定規程」に基づき適

切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。保証は、信用リスク削減手法として用いておりません。クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(6) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等

(単位：百万円)

項 目	2025年度末			2024年度末		
	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計	派生商品取引	長期決済期間取引	合 計
グロス再構築コストの額 (A)	—	—	—	—	—	—
グロスのアドオンの額 (B)	—	—	—	—	—	—
グロスの与信相当額(A)+(B) (C)	—	—	—	—	—	—
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額(C)-(D) (E)	—	—	—	—	—	—
外国為替関連取引	—		—	—		—
金利関連取引	—		—	—		—
金関連取引	—		—	—		—
株式関連取引	—		—	—		—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—		—	—		—
その他コモディティ関連取引	—		—	—		—
クレジット・デリバティブ取引	—		—	—		—
担保の額 (F)	—	—	—	—	—	—
現金・自金庫預金	—	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額(E)-(F) (G)	—	—	—	—	—	—

1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. クレジット・デリバティブ取引の取り扱いはありません。
3. 当金庫では、独自勘定としての派生商品取引を行っておりません。



(7)証券化エクスポージャーに関する事項**①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）**

該当はありません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当はありません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針およびリスク特性の概要■

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入することがあります。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期的にALM委員会に報告しています。

■信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針■

該当する取引はありません。

■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称■

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

■証券化取引に関する会計方針■

当金庫の「決算経理規定」「決算経理要領」および企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理するよう努めています。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称■

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は右記のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス（MOODY'S）
- S & P グローバル・レーティング（S&P）

(8)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2025年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	18	18	18	18
その他	17,109	17,109	9,743	9,743
合 計	17,127	17,127	9,761	9,761

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、その他出資金、ETF（株価指数連動型上場投資信託）等を計上しています。
4. 当金庫の子会社株式および関連会社株式で時価のある株式はありません。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2025年度	2024年度
売却益	432	53
売却損	—	—
償 却	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーの売却および償還に伴う損益は含んでいません。

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2025年度末	2024年度末
評価損益	—	—

金銭の信託および投資信託に含まれる出資金等エクスポージャーは含んでいません。

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2025年度末	2024年度末
評価損益	—	—

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要■

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、毎年「資金運用方針」を策定し、運用スタンスやリスクカテゴリー別の考え方をまとめ余裕資金運用枠等を設定しています。資金運用方針については、ALM委員会で協議し、常務会の承認を受けています。

余裕資金運用計画と期中の運用状況については、定期的にALM委員会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理要領」および企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）に基づき、適切に処理するよう努めています。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	当期末 (2025年度末)	前期末 (2024年度末)
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	195	395

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスク量

(単位: 百万円)

	2025年度末	2024年度末
VaR	31	760

② IRRBB (銀行勘定の金利リスク)

(単位: 百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,247	4,612	183	270
2	下方パラレルシフト	0	0	181	285
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,247	4,612	183	285
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		38,973		38,775	
8	自己資本の額	38,973		38,775	

- 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合をプラスで表示）。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合をプラスで表示）。

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要■

当金庫は、労働金庫連合会等への預け金、会員および間接構成員向け貸出、有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債等を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはV a R計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的にA L M委員会および常務会

で協議しています。さらに、金利リスクについてはV a Rのほか、銀行勘定の金利リスク（I R R B B）について経済的価値の変動額である $\Delta E V E$ 及び金利収益の変動額である $\Delta N I I$ を計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したA L Mヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

V a Rによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債を月次ベースで実施しています。加えて、I R R B Bは $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ を四半期ベースで計測しています。この計測結果はA L M委員会で協議し、常務会および理事会に報告しております。

■金利リスクの算定手法の概要■

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 、 $\Delta N I I$ 及び当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (1)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2026年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は6.440年です。
- (2)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
- (3)流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
- (4)貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (5)複数通貨の集計方法及びその前提
I R R B Bについては保守的に通貨毎に算出した $\Delta E V E$ が正となる通貨のみを対象としています。
- (6)スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
- (7)内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 $\Delta E V E$

及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼす可能性があります。

- (8)前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の $\Delta E V E$ （上方パラレルシフト）は4,247百万円（前期末比 $\Delta 364$ 百万円）となり、貸出金、預け金および有価証券のデュレーションの短期化等により減少しています。また、当期末の $\Delta N I I$ （下方パラレルシフト）は181百万円（前期末比 $\Delta 104$ 百万円）となりました。

- (9)計測値の解釈や重要性に関する説明

$\Delta E V E$ の計測値は、自己資本対比で10.899%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を下回っております。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- (1)金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点）

V a Rは、保有期間120日（有価証券については20日）、信頼水準99%、観測期間250営業日の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(11)CVAリスクに関する事項

■CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び対象取引の概要■

CVAとは Credit Valuation Adjustment の略であり、デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額をいいます。

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の

信用リスクに係る指標の市場変動により、CVAが変動するリスクのことをいいます。

当金庫では、現在クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

■CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要■

CVAリスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。（CVAは Credit Valuation Adjustment の略です。）

当金庫は、自己資本比率算出時においてCVAリスク

相当額を算出し、その状況を確認するとともに、CVAリスク相当額をリスク量とし、このリスク量に基づきリスク資本配賦を実施し、リスク管理を行うこととしています。

当金庫では、現在クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(12)マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

(13)オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要■

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクに区分し、管理しております。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定するリスク管理方針のなかで上記①～⑥の各リスクの管理方針等を定めております。

また、具体的な管理体制・手続等の基本事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」、及び各リスクの管理規則を制定しております。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しております。（31頁各種リスクへの取り組みを参照ください。）

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法^(注)を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

(注) 標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

■ B I の算出方法 ■

B I（事業規模指標 Business Indicator）は、I L D C（金利要素 Interest, Leases and Dividend Component）、S C（役務要素 Services Component）、F C（金融商品要素 Financial Component）により算出しております。

I L D Cは「資金運用収益（有価証券利息配当金除く）－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

S Cは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちい

ずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。

F Cは、「その他業務収益－その他業務費用」の値と「臨時収益－臨時費用」の値の合計額の絶対値になります。なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるB I C（事業規模要素 Business Indicator Component）は、B Iの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

■ I L M の算出方法 ■

I L M（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はB Iの値が1,000億円以下であり、I L Mの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無 ■

除外した事業部門はありません。

■ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無 ■

I L Mについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮しておりません。



労働金庫法に基づく開示債権及び 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

2026年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2025年度末	2024年度末
小計(A)	3,188	2,988
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,347	1,209
危険債権	1,801	1,672
要管理債権	40	106
うち、三月以上延滞債権	40	65
うち、貸出条件緩和債権	—	41
保全額(B)	3,187	2,984
担保・保証等による回収見込み額	3,164	2,973
貸倒引当金	23	11
保全率(B)／(A)(%)	99.98%	99.87%
正常債権(C)	429,413	420,377
総与信残高(D)=(A)+(C)	432,601	423,365
総与信残高に占める割合(A)／(D)(%)	0.74%	0.71%

1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 金額は単位未満四捨五入しています。
3. 比率は、千円単位で算出のうえ、小数点第3位を四捨五入しています。

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

2. 「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。

3. 「要管理債権」とは

上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

4. 「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

6. 「正常債権」とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」の対象となる債権

貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。

8. 「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

9. 「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労働金庫法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

A. 資産査定の債務者区分				B. 労金の償却・						
区分単位		債務者単位（償却前）		区分単位		債務者単位				
対象債権		債権（貸出金、未収利息、債務保証見返、仮払金）		対象債権		債権（貸出金、				
定 義		労働金庫の資産査定規程		定 義		処理基準				
債務者区分		2026年3月末		債務者区分		分				
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	373		破綻先	Ⅳ分類					
					Ⅲ分類					
					非・Ⅱ分類					
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不透明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	972		実質破綻先	Ⅳ分類					
					Ⅲ分類					
					非・Ⅱ分類					
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	1,800		破綻懸念先	Ⅳ分類					
					Ⅲ分類					
					非・Ⅱ分類					
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	1,573		要注意先	要管理先	要管理債権	Ⅱ分類			
							非分類			
						要管理債権以外 （注4）	非分類			
							要管理先以外の 要注意先	Ⅱ分類		
								非分類		
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	424,690		正常先	非分類					
その他	国および地方公共団体に対する債権 および被管理金融機関に対する債権	3,189		その他	－					

注1. 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

注2. 償却・引当基準と金融再生法の差は、直接償却額分です。

注3. 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

注4. 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

(単位:百万円)

引当基準		C. 債権の区分（労働金庫法及び金融再生法に基づく開示）			
（償却前）		区分単位		債務者単位（償却後）	
未収利息、債務保証見返、仮払金）		対象債権		総与信	
労働金庫の資産査定規程		定 義		金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 施行規則第4条	
類	2026年3月末	債権区分			2026年3月末
全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	—	（注2）			373
全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	—	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	
	373				
全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	5	（注2）			972
全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	1	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		計	
	966				
					1,346
必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。	15	危険債権		債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権	1,800
	1,785				
予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注1）	40	要管理債権（債権単位）	三月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出金	40
			貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金	—
予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注1）	1,532	正常債権（注3）			429,413
予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注1）	424,690				
引当は行わない。（注1）	3,189				

